

## 1. 試験体作製要領

令 20 条の 7 第 2 項、同第 3 項及び同第 4 項の性能評価試験は、当財団で試験を実施します。試験方法は、原則、チャンバー法で行うこととしておりますが、JIS・JAS に該当する建築材料で、デシケーター試験によりホルムアルデヒド等級を評価することが可能なものについては、デシケーター法を選択することも可能です。どちらの試験方法で実施するかは、申請内容を確認させて頂き決定いたします。以下試験体送付に関する注意事項をまとめます。

### 1.1. 試験体採取報告書の提出

製造工場から試験体を採取し、適切に試験体から試験片を切り出していることを、評価員が判断できる資料として、試験体採取報告書を様式 7 に従い記載して下さい。デジタルカメラでの写真は 1024×768 ピクセル程度の解像度で十分確認ができます。様式 7 に写真を貼り付け印刷し、担当者捺印したものを郵送するか、もしくは E メール添付で担当者までお送り下さい。E メール添付の場合、ファイル容量により送信できない場合があります。

### 1.2. 試験体の採取と切断

試験体の採取は、チャンバー法で実施する試験体は製造後 7 日以内、デシケーター法で実施する場合は製造直後に実施してください。

試験体は、製造時に平積みされたボードの中央付近を対象とし、

- ・ チャンバー法の場合：16.5cm×16.5cm×Xcm（厚み）を 8 枚
- ・ ガラスデシケーター法の場合：15cm×5cm×Xcm（厚み）を 30 枚
- ・ アクリルデシケーター法の場合：放散対象表面積が 450cm<sup>2</sup>となる試験体を 8 枚に切り出してください。

### 1.3. 試験体の梱包




切り出したサンプルは、10 枚 1 組でアルミ箔を用いて包み（直射日光や他の材料からの吸着を避けるため）、更に食品包装用プラスチックフィルム等により密封（輸送中のホルムアルデヒド放散を避ける）してください。なお、いくつかの試験体を同時に発送される場合、それぞれ別々に密封して下さい。密封された試験体は、搬送中に密封状態が維持できる状態に梱包してください。

また申請書に記載した試験体仕様（様式 5）及び断面図の写しを試験体に同梱して下さい。

## 試験体採取報告書

試験体採取した工場名と所在地を記載して下さい。海外工場の場合は、国名の記載もお願いします。

申請者	●●株式会社
件名	両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード
規制対象材料区分	パーティクルボード
製造日時	2008年 ●月 ●日
製造工場	BLつくば工場（茨城県） / （海外の場合）BLバンクーバー工場（カナダ、バンクーバー）
試験体採取日時	2008年 ●月 ●日

写真	試験体採取状況 切り出し前	試験体採取状況 切断中	試験体採取状況 試験片梱包
			

試験体を切り出す前の状態がわかる写真を撮影して下さい。

デジタルカメラの画像を張り付けることで対応できます。画像解像度は1024×768程度で大丈夫です。

提出する試験体は、申請内容と相違ありません。 会社名： ●●株式会社 担当者： ●● ●● 印	2008年 ●月 ●日	試験体採取責任者の記載と押印をお願いします。
---	-------------	------------------------